

令和7年 網走市議会  
総務経済委員会会議録  
令和7年9月4日(木曜日)

○日時 令和7年9月4日 10時15分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和7年度網走市一般会計  
補正予算中、所管分
2. 議案第5号 令和7年度網走市水道事業会  
計補正予算(債務負担行為)
3. 議案第6号 網走市職員の育児休業等に  
関する条例及び網走市職員の任  
免及び服務に関する条例に一部  
を改正する条例制定につ  
いて
4. 議案第7号 網走市水道事業給水条例の一  
部を改正する条例制定につ  
いて
5. 議案第8号 網走市下水道条例の一部を改  
正する条例制定について
6. 議案第9号 網走市議会議員及び網走市長  
の選挙における選挙運動の公  
費負担に関する条例の一部を  
改正する条例制定について
7. 議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合  
整備計画の変更について
8. 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合  
整備計画の策定について
9. 請願第21号 メガソーラー設置に関する規  
制条例制定を求める請願
10. 諸費税を緊急に引き下げるこ  
とを求める意見  
提出要請
11. 米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める  
意見書提出要請

○出席委員(8名)

委員長	石垣直樹
委員	井戸達也
	小田部照
	立崎聰一
	深津晴江
	村椿敏章
	山田庫司郎

○欠席委員(1名) 澤谷淳子

○議長 松浦敏司

○委員外議員(1名) 古都宣裕

○傍聴議員(4名) 栗田政男  
里見哲也  
永本浩子  
古田純也

○説明者

副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
企画総務部参事監	小松広典
農林水産部長	佐藤岳郎
水道部長	柏木弦
企画調整課長	佐々木司
情報政策課参事	山縣叔彦
職員課長	高橋健司
財政課長	小西正敏
農林課長	古田孝仁
農林水産部参事	江口優一
営業経営課長	石井公晶
上水道課長	中村昭彦
下水道課長	木村篤史

選挙管理委員会事務局長 高井秀利  
選挙管理委員会事務局参事 阿部昌和

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	本橋洋樹
総務議事係長	和田亮
総務議事係	平間公稀

午前10時15分開会

○石垣直樹委員長 ただいまから、総務経済委員会  
を開催いたします。

まず本日の委員会ですが、澤谷委員より欠席の届  
出がありましたので御報告いたします。

本日の委員会では、付託されました議案8件、請願1件、要請2件について審査いたします。本日の進行については、まず企画総務部、農林水産部、水道部、選挙管理委員会事務局関係分の議案を理事者を入れ替えながら審査します。議案の審査が終わりましたら、請願・要請の審査を行います。

それでは、まず初めに議案第1号、令和7年度一般会計補正予算中、一般管理費、基幹系システム標準化事業について説明を求めます。

○山縣叔彦情報政策課参事 それでは、説明させていただきます。議案資料第1号4ページを御覧ください。令和7年度一般会計補正予算、一般管理費の基幹系システム標準化事業の歳入歳出予算の補正につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、現在、令和7年度末までにガバメントクラウドへの移行を進めております税や住民情報などを取り扱う基幹系システムのクラウドサービス利用に係る経費を追加補正するものであります。

追加補正する内容としては、クラウドサービス利用に係る経費として1,219万円を計上するものであります。補正額の歳出予算及び歳入予算並びに財源内訳については、本表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○石垣直樹委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○深津晴江委員 確認させてください。経費ということで上がっておりますが、内訳について教えていただけますか。

○山縣叔彦情報政策課参事 こちらの内訳でございますが、全てクラウド利用に係る通信費ということになります。

○深津晴江委員 通信費ということで、ごめんなさい、詳しくなくて申し訳ないのですけれども、クラウド移行するという手続の通信っていうことですか。

○山縣叔彦情報政策課参事 クラウドを利用するにあたりまして、要はコンピューターのシステムとか、要はデータの部屋を借りるようなイメージでございまして、その部屋を借りる利用料というところと、そこにデータを行き来しますので、そのデータの従量課金になりますので、その費用という形になります。

○深津晴江委員 申し訳ないのですけれども、よくわからぬ部分もあるのですけれども、結果的にこ

の補正予算で、移行については終了するという計画でよろしいでしょうか。

○山縣叔彦情報政策課参事 この補正で全て移行に係る経費は終了という形になります。

○石垣直樹委員長 そのほかございませんか。

○村椿敏章委員 今のクラウドの場所を借りるということなのですけれども、この基幹系システム、網走市の場合というか全国的なものでしうけれども、これどこの会社のクラウドを使うのでしたっけ。

○山縣叔彦情報政策課参事 こちらのシステムのクラウド利用に関しては、アマゾンウェブサービスを利用する予定でございまして、リージョンが東京リージョンということで国内という形になります。

○村椿敏章委員 アマゾンのクラウドを使うということなのですけれども、当初よりも経費が増えたということなのでしょうか。

○山縣叔彦情報政策課参事 こちらのクラウドを借りる際に、大きさをサイジングと言うのですけれども、クラウドのコンピューターの頭脳でしたりシステム容量等のサイジングというところがありまして、そのサイジングがまず当初予算で決まらなかったものですから、今この時期に追加補正をするという形になっております。

○村椿敏章委員 理解しました。

○石垣直樹委員長 そのほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りします。

議案第1号令和7年度一般会計補正予算中、企画総務部所管分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定しました。

---

○石垣直樹委員長 次に、議案第6号網走市職員の育児休業等に関する条例制定及び網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○高橋健司職員課長 議案資料18ページ、資料3号を御覧願います。議案第6号網走市職員の育児休業等に関する条例及び網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に

伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、改正する条例は、記載の2条例でございます。

3、改正内容でございますが、（1）会計年度任用職員の部分休業の取得要件のうち、勤務時間に関する条件を廃止し緩和を行うものです。（2）部分休業の取得形態に、現行の1日2時間を上限に勤務しないことができる形態に加え、年10日間の勤務しないことができる新たな形態を追加し、どちらかを選択できるようにするものです。（3）子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、子の年齢に応じ各種制度を周知し、制度の利用の意向確認などを行うものでございます。（4）その他所要の改正を行うものでございます。

4、施行期日等は令和7年10月1日から施行しようとするもので、制度改正に伴い経過措置を設けようとするものでございます。また、新旧対照表につきましては、19ページから24ページに記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

○石垣直樹委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 部分休業の取り方の選択の範囲が広がったというところでは、いいことなのだと思いますけれども、今まで時間単位で取っていたものしかなかった。それが1日ごとで休みが取れるようになったということなのですから、これはやはり働いている方々からの要望があつて、こういうふうな形になっているのでしょうか。

○高橋健司職員課長 今回の改正でございますが、民間企業の育児休業に関する法律の部分の改正に伴って地方公務員も改正されてきているというような部分でございます。

民間企業の育児休業に関する法律の改正の中で、子の多様な休暇制度・休業制度を求めるというところに伴いまして、地方公務員の育児休業等の法律が改正されたと。それに伴って、新たな部分休業の制度がてきたというような経過となっております。

○村椿敏章委員 理解しました。

○石垣直樹委員長 そのほかございませんか。

○山田庫司郎委員 会計年度任用職員も含めて拡大になるという説明です。ちょっとお聞きしたいのは、職員についてはいろいろ育休含めて実績があるように報告も逐次いただいているのですが、会計年

度任用職員について、部分休業も含めて、今までの実績というのはどんな状況なのでしょうか。

○高橋健司職員課長 会計年度任用職員の育児休業の実績ということでございますが、ここ5年ぐらいにつきましては、取得している実績はございません。その要因としましては、対象となる子供がいる会計年度任用職員がいないということとなっております。また、正職員、会計年度限らず、子供が生まれるという情報がありましたら、そこは職員課のほうで丁寧に制度の説明はさせていただくということにしておりますので、対象職員が発生した場合には、同様に対応したいと思っております。

○山田庫司郎委員 理解させていただきました。

○石垣直樹委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第6号網走市職員の育児休業等に関する条例制定及び網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

---

○石垣直樹委員長 次に議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料31ページ、資料7号を御覧ください。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

1、目的でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、令和5年度に策定した辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、本年度の事業の追加に伴い計画の変更を行うものでございます。

2、総合整備計画の概要でございますが、（1）の計画期間は、令和5年度から令和9年度までとなっております。（2）の計画内容は、事業を追加するものは、道路改修に係る事業として、嘉多山と越歳で構成する開発辺地の嘉多山湖畔線で1億6,500万円を追加しようとするものでございます。

次に、事業変更するものは、同じく道路改修に係る事業として、能取と平和地区で構成する能平辺地

の平和停車場線ほか3件で、事業費を3億4,600万円に変更しようとするものでございます。

本計画は、北海道知事との協議が整っておりますので、今回御審議の上、議決をいただきました後に総務大臣に提出することとなります。このことにより、財政上有利な辺地債の発行が可能となり、元利償還金の80%が地方交付税に算入されることとなります。

説明は以上でございます。

○石垣直樹委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

○石垣直樹委員長 次に議案第11号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料32ページ、資料8号を御覧ください。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

1の目的でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、新たな総合整備計画を策定するものでございます。

2、総合整備計画の概要でございますが、(1)の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間でございます。(2)の計画内容は道路整備で、栄と清浦で構成する栄清辺地は、栄南6号乙線で事業費1億500万円。

丸万と実豊で構成する丸実辺地は、山里浜小清水線で事業費1億4,600万円でございます。

本計画は、北海道知事との協議が整っておりますので、御審議の上、議決をいただきました後に総務大臣に提出することになります。このことにより先ほど同様に、財政上有利な辺地債の発行が可能となり、元利償還金の80%が地方交付税に算入されることとなります。

説明は以上でございます。

○石垣直樹委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第11号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石垣直樹委員長 次に、議案第1号令和7年度一般会計補正予算中、農業振興費畑作物生産性向上支援事業補助金について、説明を求めます。

○古田孝仁農林課長 議案資料5ページを御覧願います。農業振興費、畑作物生産性向上支援事業補助金の歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、農業者団体が行います豆類の生産性向上に向けた新品種の導入及び畑作物の生産拡大やコスト低減に向けた省力化に資する農業機械の導入を支援するための補助金の追加でございます。

事業の概要につきましては、次の6ページの3、事業実施主体別内訳表を御覧ください。一つ目の取組内容は、農協が行います小豆とインゲンの新品種を拡大・導入する取組に対する補助金でございます。二つ目の取組は、機械利用組合がバレイショ生産における労働負担の軽減、省力化を図るために行いますトラクターに装着する機械の導入に対する補助金でございます。

前のページに戻っていただきまして、2の補正額でございますが、(1)歳出及び(2)歳入ともに1,643万4,000円を新たに追加補正するものです。財源につきましては全額が道補助金でございます。

説明は以上でございます。

○石垣直樹委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和7年度網走市一般会計補正予算中、農林水産部関係分は全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午後10時33分再開

○石垣直樹委員長 再開いたします。

次に議案第5号令和7年度網走市水道事業会計債務負担行為補正予算、上下水道事業検針収納業務等委託契約について説明を求めます。

○石井公晶営業経営課長 議案資料17ページ、資料2号を御覧願います。議案第5号令和7年度網走市水道事業会計債務負担行為補正予算について、御説明を申し上げます。

1、補正の理由でございますが、令和8年4月1日からの委託を予定しております上下水道事業の検針収納等業務すなわち水道料金センターに関する業務につきまして、現在の契約が令和7年度末で期間満了となり、本年度中に契約の更新が必要となるため、公募型プロポーザル方式での業者選定及び契約事務を年内に執り進められるよう今議会において債務負担行為の設定に係る追加補正を行おうとするものでございます。

2、債務負担行為の内容でございますが、次項に記載の上下水道事業検診収納等業務委託契約につきまして、期間を令和8年度から令和12年度までの5か年、限度額を2億8,622万円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○石垣直樹委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 この5年間のお金ですけれども、2億8,600万ですね。これはその前の5年間と比べてどうだったのか、伺いたいと思います。

○石井公晶営業経営課長 前回、令和2年9月議会において債務負担行為の議決をいただいたおりまして、前回は契約期間令和3年度から令和7年度までの5か年ということで限度額が2億5,025万円となっており、前回との比較では3,597万円の増。上昇率としては約14.3%の増加となっております。

○村椿敏章委員 その理由というのは、どういう内容なのですか。

○石井公晶営業経営課長 これは日本の経済状況というか、そういう部分も関係してくるかと思うのですが、前回のときはいわゆるデフレという状況で賃金の上昇もなかなか見込みづらいような環境にございました。ところが、現在におきましてはインフレが進んでおり、物価も上昇しており、賃金も最低賃金なども上昇するような状況になってございまして、その辺を加味した上で市内の労働実態調査だとか景気動向調査の報告の内容を積算の参考として、

この上昇幅につきましては当課としては妥当だというふうに考えているところでございます。

○村椿敏章委員 その辺は妥当だということですね。まず理解しました。

○石垣直樹委員長 そのほか、ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、お諮りいたします。

議案第5号令和7年度網走市水道事業会計債務負担行為補正予算、上下水道事業検針収納等業務委託契約については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定しました。

---

○石垣直樹委員長 次に、議案第7号網走水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○中村昭彦上水道課長 議案資料25・26ページ、資料4を御覧願います。議案第7号、網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

趣旨ですが、水道法第16条の2に基づく水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である災害、その他非常の場合における給水装置工事の施工についてが示されたことに伴い、当該条例の所要を改正するものでございます。

内容でございますが、現在市内における給水装置工事については、市の指定する工事業者により行うこととする制度が導入されております。令和6年1月の能登地震における給水装置等の復旧工事の遅れを踏まえて、災害、その他非常の場合において、管理者が認めるときは他の市町村長の指定を受けたものが給水装置に関する工事を行うことができるよう所要の改正を行うものでございます。

施行期日等につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。条例の新旧対照表については、26ページのとおりでございます。

以上でございます。

○石垣直樹委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 この国の方針でこれを変えていくってことなのでしょうけれども、網走ばかりじゃなくて、ほかの町も全般的にこの条例を改正するということなのかなと思いますが、その辺につい

て確認させてください。

○中村昭彦上水道課長 周りの市町村の関係なわけですけれども、北見市が今聞いているお話の中で話しますと、12月議会を予定しているというお話で、そのほかに関しては大空町さんだとかというのちよつとまだ条例改正のお話が出てないというお話でした。

○村椿敏章委員 これは網走市として、ほかの町の技術者、事業者が入ってくることはいいですよ。要は受け入れるというところですね。だから逆に、ほかの町もそういうことが必要であれば、網走市の事業者も出ていけるような仕組みがやっぱり必要なのかなと思ったものですから、ほかの町はどうなのかなと思って聞いてみたのです。

まずわかりました。

○石垣直樹委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第7号網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

---

○石垣直樹委員長 次に議案第8号網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○木村篤史下水道課長 議案資料27ページ、資料5号を御覧いただきたいと思います。議案第8号網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

1、趣旨でございますが、下水道法第25条に基づき、下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例についての一部改正に伴い、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

2、内容でございますが、令和6年、能登半島地震における排水設備等の復旧工事の遅れを踏まえて、災害、その他の非常の場合において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備等に関する工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものであります。

3、施行期日及び条例の改正内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○石垣直樹委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第8号網走市下水道条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

---

○石垣直樹委員長 次に議案第9号網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○高井秀利選挙管理委員会事務局長 議案資料29ページ、資料6号を御覧願います。議案第9号網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、最近の物価変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、国政選挙における選挙運動経費の公費負担に係る限度額が引上げられましたことから、これを準用する本条例の関係部分につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、1点目としましては、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担上限単価を1枚当たり7円73銭から8円38銭に引き上げるものでございます。2点目としましては、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担上限単価を1枚当たり2,975円から3,020円に引き上げるものでございます。

条例の施行期日につきましては、公布の日から施行し、施行の日以後に期日を告示される選挙から適用しようとするものでございます。なお、新旧対照表は30ページに添付のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○石垣直樹委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第9号網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可

決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午後10時48分再開

○石垣直樹委員長 再開いたします。次に、今定例会で付託された請願の審査を行います。

それでは、請願第21号メガソーラー設置に関する規制条例制定を求める請願について、委員の皆様の御見解をお示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 今、この太陽光発電の開発がどんどん進んでいて設置が増えてきているという部分もまだまだありますし、そして熱海の土砂災害についてもやはり太陽光発電事業所があったと。発電もあったというところで、特にこの山のところにつけるような部分については規制していかなければならぬのかなと私も考えているところです。

全般的にこの内容についてどうするかっていうことについては、下記のような条例を導入するというふうに書いているので、ここについて、今後考えていかなければならぬのかなというふうには思っております。

私としては、採択ということで。

○石垣直樹委員長 そのほかございませんか。

○山田庫司郎委員 村椿委員からもありましたけれども、今メガソーラー、太陽パネルの関係で釧路市も当然ですけども、隣町の大空についても今いろいろ問題が今惹起している状況も一つありますて、自然環境の破壊とかいろんな部分につながっていく可能性も含めてありますし、やっぱり法律をうまく抜け道を使っている業者もいるというお話を聞きますので、ある程度の規制をきっちりしていかなければならぬんだろうというふうに私も思うわけで、願意については、私も賛成をさせていただきたいのですが、ただ下記のような条例を導入するよう請願しますという内容なのですが、5点について、1項目ずつきちんとやれというふうになると、非常にたがはめられますから、願意で大筋の部分で私は了解するのですが、この下の部分については、1項目ずつここで議論するわけにもいきませんので、ぜひ今日は紹介議員もいるようですから、委員長の計らいでもし紹介議員と請願の中身について、お話ししていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○石垣直樹委員長 ただいま山田委員より、紹介議員より説明を求める要望がございましたがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、紹介議員であります古都議員より記1から7についての説明をお願いいたします。

○古都宣裕議員 皆さんもうメガソーラーについてはいろいろ御存じかと思います。特に廃棄パネルについては義務化はされていますけれども法整備がされておらず、その法整備もつい先日国が諦めたと、今回は無理だというふうになったところであります。皆さんの発言の中にもあったとおり、メガソーラー自体が全国的に問題になっておりまして、趣旨に書いてあるとおり下記のような条例、下のほうを参考にして、網走市独自の条例をつくっていただきたいというような願意であります。

ただ、採択したからといって、全部が全部同じような条例を市が導入するというわけではなく、何かしら規制をしていただきたいという願意があるというふうに私は受け止めているところなのですけれども、そこからすると、山田委員のように記の部分で引っかかるというようなことがあるのであれば、趣旨採択といって趣旨のほうに賛同しますというような形の採択でも、皆さん趣旨自体も賛同できないという委員がいらっしゃないのであれば、そうした形で採択する方向で検討していただければと思っております。ほか何か細かいところでということではなくて、大枠の趣旨自体に御賛同いただければと思っておりますので、皆様、御検討よろしくお願ひいたします。

○石垣直樹委員長 いかがでしょうか。

○山田庫司郎委員 今御説明いただきました。私も長く議員やっていますけれども、市長に対する請願、意見書の提出ということですから、これ実際国や関係機関に出すときと違って意見書を出すわけじゃないのですよね。ですから、この趣旨願意について請願は採択するけれども、本来国に出す場合については意見書を直して、網走市議会議として意見書を提出した経過はあるのですが、今回意見書がないということなので、どういう手続を踏めばいいのか、何か事務局の考え方あれば、古都さんから言わされたように趣旨を採択するということで可能なのかどうか教えてください。

○岩尾弘敏議会事務局長 趣旨採択というやり方は運用として法的に定められるのですが、運用とし

であるというふうに考えております。今議長会のほうにも確認しましたが、それぞれの議会でそういうふうに運用しているところもあるということで、そこは各議会のほうで確認をしてもらって、そういうふうな手続を踏むということになるかと思います。

○山田庫司郎委員 それはそのまま受け止めるとして、趣旨採択となると今回出ているこの請願内容については、記の部分についてはあまり考えないでということでおろしいのですか。そういう考え方でもいいのか、将来議論していくうういう項目が出てくることは私も想像はしていますけれども、今からここをちゃんとたがをはめちゃうと、採択しても非常に私は厳しいと思いますので、やっぱりメガソーラーには規制をかけるべきだという趣旨には私も賛同しますので、市もやっぱりそういう意味で動いてもらいたいという思いがありますので、そういう趣旨採択ということで可能であればぜひ採択していただければと思います。

○石垣直樹委員長 ただいま山田委員からございましたが、紹介議員の古都議員から記の部分を考えずして趣旨採択という考え方でおろしいのか御説明ください。

○古都宣裕議員 今、山田議員がおっしゃったとおり、趣旨採択という方法があるわけなのですけれども、趣旨採択の場合は、この趣旨には賛同しますけれども中身にはちょっと疑義が残る部分があるのと、この趣旨について議会として賛同しますという意思を表示するわけです。出すときも採択しますではなく、委員長報告とかにも趣旨採択によりと趣旨採択を必ず明記しなくてはならないというふうにあるのですけれども、一方で採択したからといって、全てこのとおりにやらなくてはならないというわけではなく、行政側はそれを受け止めて行動するという、それをやるかどうかというのも全て行政側に委ねられるわけですけれども、議会の意思としてはどうかというところが、この採択・不採択には付されるものだと私は受け止めているのですけれども、議会としての意思決定としては、採択なのか、趣旨採択なのか、不採択なのか、それとも継続審査になるのかというような選択肢が迫られている中で、皆さんがどれを選ばれるのかという中だと思います。

趣旨採択というのは、今委員がおっしゃったとおり、記の部分ではなく趣旨について賛同するものだというのを表明するものだというふうに理解して構わないと思います。

○石垣直樹委員長 そのほかございませんか。

○井戸達也委員 まさに、今メガソーラーが非常に注目を得ている中で、まず願意については、私も非常に理解できるものがございます。しかし、メガソーラーに限ったものなのか、また再生可能エネルギーの風力発電も含めたあらゆるそういうものがつくられることによって、環境破壊等も懸念される部分があると。幅広く見ていくと、またそういう部分もあるのかなというふうに私は思っております。

今回のことに関してはメガソーラーということで、メガソーラーだけなのか、ソーラー発電について全般的なものはどうなのか、またそんなことも含めて中身をある程度整える必要があるのかなというふうに思っておりますので、願意は理解できるものはございますけれども、継続審査ということでお願いしたいと思います。

○石垣直樹委員長 そのほかございませんか。

○深津晴江委員 私としましては、今の趣旨採択が可能でしたらこのメガソーラーの設置に関するってことですので、趣旨採択はしたいというふうに賛同したいと考えております。確かに記に関しましては、具体的であります、本当にこの網走市において可能かどうかというところは検討が必要かと思いますが、今回メガソーラーというところでは賛同したいというふうに考えております。

○石垣直樹委員長 そのほか、よろしいですか。

○小田部照委員 他の委員からいろいろとありましたが、私も願意については近年本当にメガソーラーのいろんなメリット・デメリットでいろいろ報道もされているところであります。必要な部分は必要なのだろうなと考えているところであります。趣旨採択というような話あったのですけれども、趣旨に採択するということは条例を導入するようにという趣旨になっていますので、ある程度やっぱり条例の中身をやっぱり揉んでいく必要があるのだと。記を無視していいみたいな発言もありましたけれども、趣旨にはやはり条例を導入するという趣旨がありますので、ここはやはり相当な議論を重ねて、きちっとした条例になるよう検討していくかなくてはいけないのだと思いますので、今の段階ではなかなか採択というよりは、継続で考えていくべきなのだと思います。

○石垣直樹委員長 そのほかございございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

請願第21号、メガソーラー設置に関する規制条例制定を求める請願については、意見の一致を見なかつたため継続審査すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ここで理事者退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

午後11時01分再開

○石垣直樹委員長 次に、継続審査となっていた要請について審査いたします。これから審査する要請は令和7年6月19日に審査しましたが、継続審査となっております。今回で2回目の審査となりますので、採択もしくは不採択のどちらかでお答えください。

それでは、消費税を緊急に引き下げる求めることを求める意見書提出要請について審査いたします。この要請について、皆様の御見解をお示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 要請は私たちがしたものでないけれども、今回の選挙で野党は全て消費税の減税を求めたわけです。そうした中で自公政権の与党は過半数割れを起こしていると。そういう意味でも、やっぱり地方議会からこの消費税の減税をしっかりと声を上げていく必要だと思います。

ぜひ採択をお願いしたいと思います。

○石垣直樹委員長 そのほかございませんか。

○山田庫司郎委員 今、村椿委員からも話がありまして、また9月からいろいろなものが値上がりをしていまして、非常にエンゲル係数も高くなっているという新聞報道も含めて、今やっぱり生活そのものがきつくなっている状況というのはこれ否めないのだというふうに思います。そういう意味で、選挙の結果も含めると、早めに消費税に対して手をつけるべきですが、国会がああいう形で今止まっている状況ですから、ぜひ早めに、私ども食料品ということに限定していますけれども、やはり消費税についてやっぱり減税していくと。こういう方向は野党の中でも大体共通認識になっているのだろうと私は思っていますので、ぜひ採択をして、国の尻をちょっとたたくようなことも考えるべきだと思いますので、ぜひ採択すべきだと思います。

○立崎聰一委員 6月議会のときに継続ということでお話がありまして、今回また再審査ということなのですけれども、確かに選挙結果を見ると、野党の皆さん、本当にそれれいろいろ幅はありましたけ

れども、消費税減税というのを訴えられて、市民・世間の声がそちらのほうに反映されているのだなということは重々理解しております。実際問題自分たちも、この消費税というのはかなりのウエートを占める部分もあるのかなというふうに思います。

しかしながら、消費税を緊急に引き下げるというよりは、また別な形で減税等も考えていかなければならない。国の動向も今山田委員がおっしゃったとおりストップしている状況もございますので、尻をたたくというのではなくて、やはり国としての一つの方針を、消費税を下げるということにシフトしていただくということが全てではないと思いますので、そこは動向を見据えて今回も継続と言いたいところなのですが、今回は採択、不採択という答えをはつきり出さなければいけないので、不採択ということで、うちの会派としては述べさせていただきたいと思います。以上です。

○石垣直樹委員長 そのほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。消費税を緊急に引き下げる求めることを求める意見書提出要請については、意見の一致を見なかつたため、審議未了、廃案すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○石垣直樹委員長 次に、米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書提出要請について、皆様の御意見をお示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 この要請も私たちが出したものでないけれども、備蓄米の放出をかなりの回数で行って、やっと少しずつ下がり始めているのかなというのもありますが、やはりですね、しっかりと今の農業政策ですか、お米を増やす増産の方向にも動き出しているところでもあります。そういう意味でも、この後の農家をどう支えていくかというのも含めて考えていくと。

ぜひこの要請を採択していただいて、地方から声を上げていただきたいなと思います。採択よろしくお願いします。

○立崎聰一委員 これも前回お話が出たのですけれども、安定供給、食料支援、これつい最近ですけれども、国ほうでも今後お米を増産させるためにどうしたらいいかということでお話をされていると思います。人口減少というのがありまして、やはり働

き手が少なくなってきた中で、米を増産しなければならないということは、やはり大規模化に向けた施策を打っていかなければいけないのだろうなということもありますし、それから所得補償の部分もきっと押さえていかなければならないという。

これはもう消費者側目線がかなり強いのかなというふうに僕は感じて受け取っております。実際これに出てくる5キロで4,000円超というのは、多分、新米が出ても4,000円超にはなると思います。というのは、もう買値価格が一部発表というわけではないのですけれども、農家サイドで内々に示されておりまして、そこから考えてみても、適正価格というのと、それから高騰している価格、備蓄米はまた別なのですけれども、備蓄米とのり合わせというのか、そこら辺の価格のこととも考えると確かに安定供給、食糧支援の緊急対策を求めて実際行った結果として、もう4,000円以上というのは恐らく出てくると思いますので、これは申し訳ないですけれども、不採択でやらせていただきます。

そしてもっともっと国のはうにも、増産体制もしっかりしてもらわなければいけない。それから所得補償もしっかりしてもらわなければいけない。それから消費者のはうにも、何らかの形でもうちょっと買いやすいシステムを考えていってもらわなければならないなというふうに僕は思いますので、この願意自体は本当に間違ってはいないとは思うのですけれども、ただもっともっと政府のはうがきっと対応していただきなければならぬので、その辺をもっと強く訴えたような請願で持っていったほうがいいと思いますので、今回は不採択でお願いします。

○石垣直樹委員長 そのほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書提出要請については、意見の一致を見なかつたため、審議未了、廃案すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

全体を通しまして、各委員より何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで総務経済委員会を終了します。

---

午前11時10分閉会